

大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

令和6年度から保険料率が変わります

1. 令和6年度からの保険料率について



- ※ 令和6年度の保険料における激変緩和措置について
国による医療保険制度改革の影響を加味した保険料額の改定がされたことから、令和6年度は激変緩和措置が設けられています。
- 賦課限度額については、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者においては**73万円**です。
 - 所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は軽減用所得割率**10.94%**を適用します。

2. 保険料の軽減について

世帯の所得水準に応じて保険料の**均等割額（57,172円）**が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分 （同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）
7割	17,151円	【基礎控除額（43万円） + 10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき
5割	28,586円	【基礎控除額（43万円）+ 29万5千円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき
2割	45,737円	【基礎控除額（43万円）+ 54万5千円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等の数－1）】を超えないとき

- ※ 波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等（次の（1）～（3）のいずれかに該当する方）が2人以上いる場合に計算します。
- 給与収入額が55万円を超える方
 - 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
 - 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方
- ※ 軽減の判定は、4月1日（4月2日以降に加入した場合は加入日）の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。
- ※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
- ※ 当分の間、年金収入につき公的年金等控除額（65歳以上である方に係るものに限る。）の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得額を用いて軽減判定します。
- ※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当面の間、**所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減**されます。
- なお、上記の7割軽減に該当する方については、7割軽減が適用されます。

保険料算定例（令和6年度）

実際に負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、前年分の所得が確定した後、7月中下旬に通知書を郵送します。

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入額		153万円	168万円	197万5千円	211万円	222万5千円	300万円
所得額		43万円	58万円	87万5千円	101万円	112万5千円	190万円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	0円	15万円	44万5千円	58万円	69万5千円	147万円
	所得割額 ①	0円	16,410円	48,683円	63,452円	81,662円	172,725円
均等割額	軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		
	軽減後の均等割額 ②	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	45,737円	57,172円
保険料総額①+②		17,151円	33,561円	77,269円	109,189円	127,399円	229,897円

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

※ 令和6年度保険料においては、賦課のもととなる所得金額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、軽減用所得割率10.94%で計算します。

後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

● 妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額		夫	153万円	168万円	211万円	227万円	277万円	300万円
		妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額		夫	43万円	58万円	101万円	117万円	167万円	190万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	夫	0円	15万円	58万円	74万円	124万円	147万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	所得割額 ①	夫	0円	16,410円	63,452円	86,950円	145,700円	172,725円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
均等割額	軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		
	軽減後の均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額①+②		妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
		計	34,302円	50,712円	120,624円	144,122円	237,174円	287,069円

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

※ 令和6年度保険料においては、賦課のもととなる所得金額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、軽減用所得割率10.94%で計算します。